

茨城県火薬類事故等措置要綱

昭和61年 4月 1日 制定

令和 4年 4月 1日 改正

令和 7年 5月30日 改正

茨城県火薬類事故等措置要綱

1 総則

この要綱は、県内において火薬類取締法(以下、「火取法」という。)の適用を受ける事業所及び消費者等(以下、「事業所等」という。)において、火薬類の事故及び異常事象(以下、「事故等」という。)が発生した場合、消防安全課産業保安室(以下、「産業保安室」という。)、各県民センター環境・保安課、日立商工労働センター(以下、「県民センター」という。)及び権限移譲市(以下、「関係市」という。)における通報連絡体制並びに対応処置等を定め、事故等に伴う業務を迅速、適正に処理することを目的とする。

なお、経済産業省(以下、「経産省」という。)及び関東東北産業保安監督部(以下、「監督部」という。)への通報・報告並びに対応処置等は、この要綱の定めによるほか、経産省の定めた火薬類事故等対応実施細目(以下、「経産省実施細目」という。)によるものとする。

2 事故等の定義、分類、事故等措置区分及び措置基準

(1) 事故等の定義

事故等とは、火取法の規定の適用を受ける火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄、その他の各取扱いにおいて発生した危険な事象であって、次のア～エに該当するものとする。なお、人的被害、物的被害の有無は問わない。更に「大規模事故」とは次のオ、カに定めるものをいう。

ア 火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬その他の取扱中に発生した危険な現象

- 例： ・危険工室における火薬類の爆発又は燃焼
・火薬庫内に貯蔵した火薬類の爆発又は燃焼
・運搬中における火薬類の落下又は散乱

イ 火薬類の消費又は廃棄中に発生した危険な事象

- 例： ・発破時の飛石
・落雷(雷による誘導電流を含む。)による爆発
・不要火薬類の廃棄作業中の爆発又は異常燃焼
・火薬類をがん弄中に生じた爆発又は異常燃焼及びこれらに起因する火災
・理化学上の実験における爆発又は異常燃焼及びこれらに起因する火災
・煙火消費中における筒ばね、過早発、低空開発、地上開発、異常飛翔、異常燃焼、黒玉、部品落下及びこれらを起因とする火災など、煙火消費中における危険な事象(詳細は、別紙1に規定)。

ウ 火薬類、譲受許可証、譲渡許可証若しくは運搬証明書の喪失又は盗取

- 例： ・土砂崩れや増水等で火薬庫内や消費場所に保管していた火薬類が流出(火薬類の所在は分かっているが、火薬類が管理できない状態であれば喪失)
・保管中や運搬時に盗難(盗取)

エ その他

- ・火薬類の可能性のある物質(ニトロセルロースなど、事故等の発生時点において火薬か非火薬かの判別が付かないもの)による爆発又は火災

オ 火薬類の爆発等が継続中であって、更に災害の拡大が予測される事故

カ 火薬類の爆発等により住民への被害が生じるおそれのある事故

(2) 人的被害及び物的被害の定義

本要綱における人的被害及び物的被害の定義は、以下のとおりとする。

ア 人的被害：死者(①)、重傷者(②)及び軽傷者(③)が生じた人的被害であって、通常、医療施設において治療の必要がないと認められる軽度の負傷(④)を除く。

- ① 死者：事故発生後、5日以内に死亡が確認された者
- ② 重傷者：事故発生後、30日以上の治療を要する負傷をした者
- ③ 軽傷者：事故発生後、30日未満の治療を要する負傷をした者
- ④ 軽度の負傷：医療機関における治療を要しない程度の負傷(絆創膏の貼付けや家庭用外傷消毒液の塗布で足りるもの)や医療機関において検査、診察又は診断を行ったが特に治療の必要なしと判断された場合 など

イ 物的被害：事故によって直接に生じた物的被害

(3) 事故等の分類

火薬類の事故は、人的被害及び物的被害の規模に応じた分類とするが、これに含まれない喪失及び盗取事故は別に分類する。

また、2(1)ア～エに該当する事象であって、火薬類の事故とならなかったものについては、異常事象として分類する。

ア A級事故

- ① 死者5名以上のもの
- ② 死者及び重傷者が合計して10名以上であって、①以外のもの
- ③ 死者、重傷者及び軽傷者が合計して30名以上であって①及び②以外のもの
- ④ 爆発又は火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上)が生じたもの
- ⑤ 大規模な火災等が進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの

イ B1級事故

- ① 死者1名以上4名以下のもの
- ② 重傷者2名以上9名以下であって、①以外のもの
- ③ 重傷者及び軽傷者の合計が6名以上29名以下であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発又は火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満)が生じたもの

ウ B2級事故

- ① A級、B1級又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に、同一事業所においてC1級事故が発生した場合
- ② B2級事故が発生した日から1年を経過しない間に、再び同一の事業所においてC1級事故が発生した場合

エ C1級事故

- ① 重傷者及び軽傷者の合計が1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの
- ② 爆発又は火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が1千万円以上1億円未満)が生じたもの

オ C2級事故

爆発又は火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が1千万円未満)が生じたもの

カ 喪失・盗取

火薬類、譲受許可証、譲渡許可証若しくは運搬証明書の喪失又は盗取

キ 異常事象

上記のいずれの事故にも該当しないものの、事故及び災害に繋がる可能性のあった危険な事象（ヒヤリハット事象）で、事故・災害防止の観点から、広く関係者に共有すべきもの。

なお、煙火消費中発生した危険な事象については、（別紙1）の例示に沿って分類する。その他の事業が発生した場合は、これらの例示を参考に個別に判断する。

（4）事故等対応区分

事故等通報及び事故等時の措置は表1の「事業所等区分」に応じて「事故等対応区分」により行う。

なお、事業所等の区分が困難な場合は産業保安室と県民センターで協議のうえ、事故等措置を講ずる。

（5）緊急措置命令

緊急措置命令に係る発出基準、発出期間、命令内容、発出フローは（別紙3）による。

3 通報連絡体制

（1）事業所等における事故等通報及び連絡体制

ア 事故等発生時の通報・連絡先は、原則として、表1「事故等対応区分」の事故等対応区分による。

イ 事業所等の事故等通報担当者は、事故等発生後直ちに別図1の連絡体制により、産業保安室、県民センター又は関係市に次に掲げる事項を電話で通報するとともに「事故等発生報告書」（別紙様式）をファクシミリで送信する。

1	事故等の種類	2	発生日時	3	発生場所
4	火薬の種類・数	5	事故等の状況	6	被害の状況

ウ 休日・夜間については、宿日直担当職員に電話で事故等発生を通報するとともに「事故等発生報告書」をファクシミリで送信する。

エ 第2報以降の通報は、状況の変化に応じて事故等の概要、事故等の原因、応急措置の内容について逐次報告する。

オ 第2報以降の事故等情報の報告先について通報先から指示があった場合は、以後それに従う。

カ 事業者等は事故等の詳細な内容及び発生原因などについて調査し、事故等報告（様式1-1）等を事故発生から15日以内に通報先に提出する。

（2）産業保安室における事故等通報及び連絡体制

ア 事故等の通報を受けた事故等担当職員は、直ちに室長及び室長補佐に口頭で連絡するとともに「事故等発生報告書」をとりまとめる。

イ 事故等担当職員は原則として発災事業所を担当する職員とし、この者が不在の場合は同様の事業所を担当する職員が対応した後、発災事業所を担当する職員が対応可能となり次第引き継ぐものとする。（以下県民センター、関係市においても同じ。）

ウ 休日・夜間については、宿日直担当職員から連絡を受けた室長または室長補佐が事故等担当職員に連絡し、事業所と連絡をとる。

エ 室長補佐は、（別図2）の連絡体制により室内及び関係課所に周知する。

オ 室長は、（表2）及び（別図2）により課内並びに防災・危機管理部長に報告する。

カ 事故等担当職員は、直ちに事故等発生を監督部に電話で連絡するとともに、「事故等発

生報告書」をファクシミリで送信する。ただし、休日・夜間の場合は、直ちに「事故等発生報告書」をファクシミリで送信し、電話連絡は「経産省実施細目」に基づき行うものとする。

キ 事故等担当職員は、第2報以降の事故等の情報を「経産省実施細目」に基づき、経産省及び監督部に連絡・報告する。

ク 事故等担当職員は、発生した事故等が課内別グループ、関係課及び関係機関(以下、「関係課等」という)の業務に関する場合は(別図2)により関係課等に電話で連絡するとともに、「事故等発生報告書」をファクシミリで送信する。

ケ 事故等担当職員は、直ちに事故等発生を事故等発生事業所等の所在地を管轄する県民センターに電話で連絡するとともに、「事故等発生報告書」をファクシミリで送信する。

コ 県民センターが所管する事業所等の場合は、事業所等に対し、以後の通報・報告を県民センターにするよう指示し、県民センターに事故等対応について引き継ぐ。ただし、休日・夜間の場合は、県民センターに引き継いだ後、事業所等に対し指示する。

サ 第2報以降の事故等情報は、状況の変化に応じて上記イからキまでと同様とする。

シ 報道機関の対応は、原則として室長又は室長補佐が行うものとする。

ス 産業保安室職員は、事故発生の日から20日以内に、(3)オ及び(4)エにより県民センター及び関係市から提出された報告を基に、経産省実施細目に基づき事故等報告(様式1-1)を作成し、監督部に提出する。

セ 産業保安室職員は、(3)カ及び(4)オにより県民センター及び関係市から異常事象の報告を受けた場合、スと同様に遅滞なく監督部に提出する。

(3) 県民センターにおける事故等通報及び連絡体制

ア 事故等の通報を受けた事故等担当職員は、直ちに県民センターにおける緊急連絡体制により、関係職員に周知するとともに、「事故等発生報告書」をとりまとめる。

イ 事故等担当職員は、直ちに事故等発生を産業保安室に電話で連絡するとともに「事故等発生報告書」をファクシミリで送信する。

ウ 産業保安室が所管する事業所等の場合は、事業所等に対し、以後の通報・報告を産業保安室にするよう指示し、産業保安室に事故等対応について引き継ぐ。

エ 第2報以降の事故等情報は、状況の変化に応じて逐次産業保安室に電話及びファクシミリで連絡する。

オ 事業所等に事故発生の日から15日以内に事故等報告(様式1-1)等を提出させ、その写しを産業保安室に送付する。なお、事故等報告の添付資料は、火薬類の消費中(煙火・がん具煙火を除く。)の事故にあつては(様式1-2)、煙火消費中の事故にあつては(様式1-3)、がん具煙火消費中の事故にあつては(様式3)による。

カ 異常事象の報告については、煙火消費中に係るものにあつては(様式2)、がん具煙火に係るものにあつては(様式3)、それ以外は(様式1-1及び1-2)により、事業者提出させ、遅滞なく産業保安室に送付する。

(4) 関係市における事故等通報及び連絡体制

ア 事故等の通報を受けた事故等担当職員は、直ちに関係市における緊急連絡体制により、関係職員に周知するとともに、「事故等発生報告書」をとりまとめる。

イ 事故等担当職員は、直ちに事故等発生を産業保安室に電話で連絡するとともに「事故等発生報告書」をファクシミリで送信する。

ウ 第2報以降の事故等情報は、状況の変化に応じて逐次産業保安室に電話及びファクシミリで連絡する。

エ 事業所等に事故発生の日から15日以内に事故等報告(様式1-1)を提出させ、その

写しを産業保安室に送付する。なお、事故等報告の添付資料は、火薬類の消費中（煙火・がん具煙火を除く。）の事故にあつては（様式1-2）、煙火消費中の事故にあつては（様式1-3）、がん具煙火消費中の事故にあつては（様式3）による。

オ 異常事象の報告については、煙火消費中に係るものにあつては（様式2）、がん具煙火に係るものにあつては（様式3）、それ以外は（様式1-1及び1-2）により、事業者に提出させ、遅滞なく産業保安室に送付する。

4 事故等時の措置

産業保安室及び県民センターは、表1の「事故等対応区分」により事故等措置を講ずる。

(1) 産業保安室における事故等時の措置

産業保安室における事故等措置は、次により行う。

ア 事故等の通報を受けた場合、室長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講じさせるものとする。ただし、小規模な事故等であつて人的被害の伴わないものを除く。

イ 現場においては、事故等の態様に応じ、次の措置を講ずる。

(ア) 事故等の状況を調査し、室長へ報告する。

(イ) 事故等の拡大防止のため発出基準に基づき事業所等に対し口頭で緊急措置命令を行う。

(ウ) 経産省、監督部職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。

ウ 休日・夜間の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ産業保安室に集合し、所要の対策を講ずる。

エ 事故等の現場の状況により、必要に応じて県民センターに出動を要請する。

オ 産業保安室は、県民センターから出動の要請があつた場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。

カ 産業保安室は、事故等の状況の変化に応じて調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。

キ 産業保安室は、事故に伴い死者又は多数の負傷者が発生した場合又はテレビ新聞等の取扱いにより著しく社会的影響が大きいと認められる場合には、業務報告を行うと共に、必要に応じて県政記者クラブに資料提供を行う。

ク 大規模事故発生時は消防安全課長を班長、産業保安室長を副班長として（表3）の事故対策班を編成する。

(ア) 事故対策班の対応係及び情報係には原則として産業保安室職員を当てる。

(イ) 事故対策班の現地係には産業保安室職員のほか、必要に応じて県民センター職員を当てる。

(ウ) 事故対策班は（表3）により必要な措置を講じる。

(エ) 事故対策班が扱う情報の内容と収集元及び提供先は（表4）及び（表5）による。

(2) 県民センターにおける事故等措置

県民センターにおける事故等措置は、次により行う。

ア 事故等の通報を受けた場合、課長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講じさせるものとする。ただし、小規模な事故等であつて人的被害の伴わないものを除く。

イ 現場においては、事故等の態様に応じ、次の措置を講ずる。

(ア) 事故等の状況を調査し、課長へ報告する。

(イ) 事故等の拡大防止のため、発出基準に基づき事業所等に対し緊急措置命令を行う。

(ウ) 経産省、監督部職員が現地調査を実施している場合は、それに協力する。

ウ 勤務時間外の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している

- 者以外の者は、必要に応じ県民センターに集合し、所要の対策を講ずる。
- エ 事故等の現場の状況により、必要に応じて産業保安室に出動を要請する。
- オ 県民センターは、産業保安室、関係市から出動の要請があった場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。
- カ 県民センターは、事故等の状況の変化に応じて調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。
- キ 大規模事故発生時は必要に応じ産業保安室の編成する事故対策班の現地係として措置を講ずる。
- ク 緊急措置命令を発出した場合はその写しを産業保安室に送付する。

5 その他

(1) 関係市において取ることが望ましい通報連絡以外の事故等時の措置

関係市における事故等措置は、次により行う。

- ア 事故等の通報を受けた場合、所属長は担当者を速やかに現場に出動させ、イに掲げる措置を講じさせるものとする。ただし、小規模な事故等であって人的被害の伴わないものを除く。
- イ 現場においては、事故等の態様に応じ、次の措置を講ずる。
 - (ア) 事故等の状況を調査し、所属長へ報告する。
 - (イ) 事故等の拡大防止のため、発出基準に基づき事業所等に対し緊急措置命令を行う。
 - (ウ) 産業保安室、県民センター職員が現地調査を実施している場合はそれに協力する。
- ウ 勤務時間外の場合も、上記ア、イに準じ現場に出動する。また、現場に出動している者以外の者は、必要に応じ関係市に集合し、所要の対策を講ずる。
- エ 事故等の現場の状況により、必要に応じて産業保安室及び県民センターに出動を要請する。
- オ 関係市は、県民センターから出動の要請があった場合には、現場に出動し共同して事故措置を講ずる。
- カ 関係市は、事故等の状況の変化に応じて、調査、指示、命令等適切な措置を講ずる。
- キ 緊急措置命令を発出した場合はその写しを産業保安室に送付する。

表1 事業所等事故等対応区分

事業所等の区分	事故等対応区分
火薬類を製造・運搬する者	産業保安室
火薬類を販売する者	産業保安室(県央地区) 県民センター(県央地区以外)
火薬類を貯蔵する者	
火薬類を消費する者	産業保安室(県央地区)、 県民センター(県央地区以外) 又は関係市
火薬類を廃棄する者	産業保安室(県央地区)、 県民センター(県央地区以外)

※大規模事故及びA・B1・B2級事故については産業保安室も共同して対応する。

表2 庁内事故報告区分

事故内容	報告先
B1・B2級事故及びC1級事故のうち人的被害を伴わないもの及びC2級事故のうち社会的影響が大きいものでないもの	消防安全課長
A・B1・B2・C1級事故のうち人的被害を伴うもの及びC2級事故のうち社会的影響が大きいもの※	消防安全課長 防災・危機管理部長

※NHK全国放送／民間全国放送／全国紙（ネットニュース含む）等で3社以上の報道がなされている場合を目安とする。

表3 事故対策班の編成

編成	対応内容
対応係	緊急措置命令の発出に係る事務作業、業務報告及び提供資料の作成を行う。
情報係	現地係・市町村・消防・警察等からの情報を収集・整理する。 関係課・市町村等へ情報を提供する。
現地係	現地での情報収集、措置等の伝達を行う。

表4 情報収集元、内容一覧

収集元	収集内容
現地係	災害の現状、周辺への影響、マスコミの取材状況
市町村(関係市に限らない)	住民対応状況、その他災害対応状況
消防	消防活動状況、死傷者数、災害の現状
警察	周辺の交通規制

表5 情報提供先、内容一覧

提供先	提供内容
防災・危機管理課、県警本部警備課	全般
市町村(関係市に限らない)	住民対応関係
原子力安全対策課	原子力施設等関係
環境対策課	環境への影響
港湾課、河川課	港湾、河川関係

(別紙様式)

事故等発生報告書(第 報)

[年 月 日() : 現在]

発信者	所属名		氏名																					
	電話		Fax																					
※ 件名				整理番号																				
①事故等の種類	事故等の種類：A級・B1級・B2級・C1級・C2級、異常事象 法適用：火取法・()																							
②発生日時	令和 年 月 日 () 時 分																							
③発生場所																								
④事故等の概要	(取扱い) 製造・消費・運搬・貯蔵・がんろう・その他 (概要) (事故等当事者) (連絡先) 担当： 電話： - - (関連事業者) (連絡先) 担当： 電話： - - (火薬類の種類、数量)																							
⑤事故等被害状況	人的被害(あり・なし) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業員</th> <th>協力会社</th> <th>住民</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> 物的被害 分類				区分	従業員	協力会社	住民	計	死者				人	重傷者				人	軽傷者				人
区分	従業員	協力会社	住民	計																				
死者				人																				
重傷者				人																				
軽傷者				人																				
⑥事故等の原因																								
⑦事業者・関係機関の 対応状況及び復旧見通し																								
※法令違反の有無	なし・あり()・調査中																							
※行政の応急措置	規制主体： 応急措置： 事故等措置： 対 策：																							
※その他参考事項	①報道、②職員等派遣状況 ③許認可関係 ④意見 ⑤その他																							
※今後の対応等																								
※備考																								
※受信者(産業保安室)		※ 受信時間	月 日 時 分																					

※印の項は、記載しないで下さい。

茨城県知事 殿

事故等報告（報告段階：中間報告・確報）

報告者：事業者名、代表者職氏名
報告日： 月 日（ ）

[*は記載要領であり、事故等の内容に応じて適宜記載すること。]
[確報においては、中間報告で記載している内容であっても、省略せずに全ての情報を記載すること。]

1. 事故等の種類（なお、火薬類取締法以外の法令の適用を受ける場合にあっては、その法令）

[* 事故（A級、B1級、B2級、C1級、C2級、喪失・盗取）、異常事象の別]
[* 火薬類取締法以外の法令の適用を受ける場合にあっては、その法令]

2. 事故等発生の日時 [* 曜日を記入。時間は24時間表記]

3. 事故等発生の場所 [* 住所、事業所名、具体的な事故等発生場所（製造工場にあっては工室名、消費場所にあっては切羽の位置、花火大会名等）]

4. 事故等の概要

① 取扱いの種類 [* 製造・消費・運搬・貯蔵・玩弄・その他の別]

② 概要 [* 事故等発生までの経緯、事故時の状況、終息までの経過等を具体的に記載]
[* 事故等の分類を判断した具体的な事象（黒玉、低空開発等）も記載]

③ 事故等に関する事業者

(a) 事故等当事者 [* 監督部、都道府県等に対して製造、消費等の許可申請を行った者]

(b) 関連事業者 [* ①事故等当事者以外の事故に係る火薬類を取り扱う者（例えば、発破作業や煙火打揚等を行う消費者、煙火の製造業者等）]

④ 火薬類の種類及び数量

(a) 種類 [* 事故等に関する具体的な火薬、爆薬、火工品の種類を記載]
[* 消費許可申請書や製造営業許可申請書における「火薬類の種類」も参照]
[* 具体的な商品名等]
[* 煙火は種類、号数、消費方法を記載]

(b) 数量 [* 事故等に関する火薬類の数量]
[* 当日の取扱い数量（全体）や、消費を中止した場合等は、消費・未消費数量の別も分かる範囲で記載]

5. 事故等の被害状況：人的被害（死者、重傷者、軽傷者別）、物的被害の状況等

① 人的被害 [* 死者、重傷者、軽傷者の別（「中等傷」は不可）。当事者・第三者の別。具体的な負傷内容（負傷部位、入院日数、全治までの期間等）]

② 物的被害 [* 具体的な被害状況（箇所、範囲、規模等）、直接被害総額、当事者・第三者の別、等]
[* 公道の通行止め等の社会的影響があった場合は、その詳細も記載]
[* 煙火消費中の事故等の場合は、安全な距離の内側・外側の区別を記載]

6. 事故等の原因 [*直接的・間接的発生原因、被害拡大原因等をできるだけ詳細に記載]
[*推定の場合は、原因の推定理由、原因推定上参考となるべき事実、原因究明のために行った調査、原因を判断・推定した者等を記載]

7. 事業者・関係機関の対応状況及び復旧見通し

8. 法令違反の有無及びその内容 [*具体的な該当条文、違反と判断した根拠等]
[*事故等に関して、他法令違反の有無があれば記載]

9. 規制主体及び都道府県等関係行政機関がとった措置

①規制主体 [*事故等が発生した火薬類取締法の取扱いに係る許可等を行った行政機関（監督部、都道府県、指定都市等）の名称を記載]
[*事故等の態様から、特筆すべきと判断される火薬類取締法以外の法令の適用を受ける場合には、その規制主体を記載]

②都道府県等関係行政機関がとった措置

(a) 応急措置 [*事故等発生直後や当日中に行った措置]
[*具体的な措置内容（関係者への連絡・情報提供、救急活動、消火活動、緊急作業等）]
[*措置を行った主体（具体的な行政機関名等）]

(b) 事故等措置 [*現場調査、当事者に対する指示・指導・処分、関係者に対する注意喚起・情報提供等]
[*方法（文書発出、口頭、等）。措置を行った文書があれば必要に応じて添付]
[*措置を行った主体（行政機関名）、措置の対象（事業者名等）を明記]

(c) 対策 [*具体的な対策内容を明記]
[*対策を措置した主体を明記（行政機関が策定し事業者等に対して指導した対策か、事故等当事者等が自ら行う対策として行政機関に報告した内容か等）]
[*行政機関が事業者等に指導等した場合、その対象は誰か（事故等当事者等の特定者に対して指導したのか、管轄地域内の関係事業者に広く注意喚起等を行ったのか等）]
[*指導した具体的な方法（文書発出による指導、口頭による指導等）。発出文書があれば必要に応じて添付]

10. その他参考となる事項

①報道 [*テレビ、新聞（全国、地域）、インターネット等における報道状況]

②職員等派遣状況 [*事故等調査のために職員等を派遣する（した）場合はその旨を記載]

③許認可関係 [*火取法に基づく、届出、許可、完成検査、保安検査、定期自主検査に係る年月日を記載]
[*最近の保安検査時における状況、製造又は取扱保安責任者、代理者及び副保安責任者氏名等の情報]
[*必要に応じて、許可内容が分かる資料を添付]

④意見 [*当該事故等を踏まえ、現行法規に対する意見、実験研究の実施を要すると思われる事項、本省に対する要望等]

⑤その他 [*必要に応じて、事業者からの事故等届、図面（配置図、フローシート、事故等部分の図面）、写真等を添付]

(様式 1-2)

添付資料【火薬類の消費中（煙火・がん具煙火を除く。）の事故の場合】

事故発生時の 気象状況	天 候		気 温		風向・風速		特記事項			
			℃		の風 m		()			
業 種	土木 (内容)		砕 石		石切場		その他			
	()						()			
現場区分	貯蔵所				消費場所					
	火薬庫		庫外貯蔵庫		切羽		取扱所	その他		
								()		
	廃棄場所		運搬路		その他					
事故状況	飛石	発火	火災	爆発	爆風	落石	落盤	その他		
従事作業	発破作業						廃棄作業	運搬作業		
	発破等準備		発破等本作業		発破等後処理					
	その他	()								
許可等の有無	消費許可		廃棄許可		運搬証明		その他	()		
許可条件										
発 破 関 係	関係従事者	手帳所持者	黒 人		青 人		黄 人	計 人		
	発破種別	ベンチ		盤下げ	小割	トンネル	深礎	その他		
		(高さ: m)						()		
	使用薬種	親ダイ			増ダイ					
		電気雷管						工業雷管	個	
	使用雷管・火工品	瞬発	DS	MS	電子遅延式	段数	導火管	親ダイ用	個	
		個	個	個	個	個	付き雷管	コネクタ	個	
	せん孔	導爆線		m	導火線	m	その他 ()			
		孔径(mm)	角度(°)	孔数	孔長(m)	孔間隔(m)	最小抵抗線(m)			
		mm	°		m	m	m		m	
装薬方法	1孔当たり装薬量						総装薬量(全孔)(kg)			
	親ダイ(kg)		増ダイ(kg)		計(kg)					
	kg		kg		kg	kg				
発破係数	(計算根拠)									
込め物種類・長さ	くり粉	砂	砕石	粘土	その他	長さ(m)				
			(号)		()	m				
岩の種類	珪岩	硬砂岩	砂岩	花崗岩	輝緑岩	安山岩	玄武岩	石灰岩	頁岩	その他
										()
岩の状況等	節理等:				湧水:					
防護措置	一次防護:				二次防護:					
点火・退避位置										
特記事項										

添付資料【煙火の消費中の事故の場合】

事故発生時の天候		[* 事故が発生した時間帯の天候を記載]
事故発生時の風向・風速		_____の風 [* 事故発生時の風向] (最大) _____m/s (平均) _____m/s [* 煙火の消費時間中の見込みの風速]
事故発生地点の距離		消費位置から _____m
当該煙火の安全な距離		_____m (半径) [* 消費許可された「安全な距離」]
消費位置と事故発生地点との位置関係		<input type="checkbox"/> 風下方向 <input type="checkbox"/> 風上方向 <input type="checkbox"/> その他 (_____) [* 該当するものに■若しくは☑。斜め打ち等の場合は、筒の方向との位置関係も記載]
消費許可	消費許可の有無等	<input type="checkbox"/> 許可消費 <input type="checkbox"/> 無許可消費 (規則第 49 条第 号) (消防への届出 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)) [* 無許可の場合は、「根拠条文」及び「消防届出の有無」を記載] [* 該当するものに■若しくは☑]
	当日の消費規模 (全体数量)	[* 消費許可申請書における「火薬類の種類及び数量」を記載]
事故当事者名		[* 消費許可申請者 (花火大会の主催者等)]
関連事業者	消費者 (業者) 名	[* 消費許可申請者ではなく、実際に現場で消費を行った者 (業者)]
	当該煙火の販売者	[* 当該煙火を申請者 (主催者) 又は消費者 (業者) に販売した業者]
	当該煙火の製造・輸入者	<input type="checkbox"/> 国産 (製造業者名: _____) <input type="checkbox"/> 輸入 (輸入先国: _____、輸入業者名: _____) [* 当該煙火を製造した者又は輸入した者] [* 該当するものに■若しくは☑]
当該煙火の消費従事者		保安教育受講記録 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 [* 各機関・団体・事業者等が行った消費従事者への保安教育の証拠] [* 該当するものに■若しくは☑] 煙火消費保安手帳の種類 (_____) [* 煙火協会が交付する煙火消費保安手帳の種類] その他 (_____) [* 事故煙火を実際に取り扱っていた者について記載。必要に応じて、その他「消費計画書」の「消費場所において火薬類を取り扱う必要のある者」についても記載]
当該事故の現象		<input type="checkbox"/> 筒ばね <input type="checkbox"/> 過早発 <input type="checkbox"/> 低空開発 <input type="checkbox"/> 黒玉 <input type="checkbox"/> 地上開発 <input type="checkbox"/> 部品落下 <input type="checkbox"/> 異常燃焼 <input type="checkbox"/> 異常飛翔 <input type="checkbox"/> 残滓 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他 [* 事象の定義は、別紙 2 「煙火消費中事故の原因と対策」参照] [* 該当するものに■若しくは☑]
当該煙火の点火方法		<input type="checkbox"/> 遠隔点火 (<input type="checkbox"/> 電気点火 <input type="checkbox"/> 導火線点火 <input type="checkbox"/> 無線点火) <input type="checkbox"/> 直接点火 (<input type="checkbox"/> ロングヒューズ方式 <input type="checkbox"/> スターメイン方式 <input type="checkbox"/> 投げ込み方式 <input type="checkbox"/> 早打ち方式 <input type="checkbox"/> 振り込み方式) <input type="checkbox"/> その他 (_____) [* 点火方式は、「煙火の消費保安基準」 (煙火協会) 参照] [* 該当するものに■若しくは☑]
当該煙火の防護措置 (従事者負傷の場合記入)		<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 畳 <input type="checkbox"/> ポリカーボネート <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 (_____) [* 従事消費者が負傷した場合は必ず記載。直接点火及び離隔距離を短縮した場合] [* 該当するものに■若しくは☑]
その他特記事項		

(様式2)

茨城県知事 殿

煙火消費中の異常事象報告

報告者：事業者名、代表者職氏名

報告日： 月 日 ()

[*は記載要領であり、事故等の内容に応じて適宜記載すること。]

1. 発生日時 [*曜日を入力。時間は24時間表記]

2. 発生場所 [*住所、事業所名、具体的な事故等発生場所(花火大会名等)]

3. 異常事象の分類 [*事象の定義は、別紙2「煙火消費中事故の原因と対策」参照。該当するものに■若しくは☑]

- 筒ばね 過早発 低空開発 地上開発 黒玉 部品落下 残滓
 異常燃焼 異常飛翔 残滓 火災 その他

4. 異常事象の概要と原因 [*異常事象の発生までの経緯、発生時の状況等を記載]
[*直接的・間接的発生原因、被害拡大原因等について、推定を含めてできるだけ記載]
[*7.に記載する内容はここに記載しない]

5. 煙火の種類及び数量 [*異常事象に関する煙火の種類、号数、消費方法及び数量を記載]

6. 都道府県等関係行政機関がとった措置

①措置 [*異常事象発生直後やその後に行った措置]
[*当事者に対する指示・指導・処分、関係者に対する注意喚起・情報提供等]
[*措置を行った主体(行政機関名)、措置の対象(事業者名等)を明記]

②対策 [*具体的な対策内容を明記。]
[*対策を措置した主体を明記(行政機関が策定し事業者等に対して指導した対策か、事故等当事者等が自ら行う対策として行政機関に報告した内容か等)]

7. その他参考となる事項

①報道 [*テレビ、新聞(全国、地域)、インターネット等における報道状況]

②意見 [*当該事案を踏まえ、現行法規に対する意見、実験研究の実施を要すると思われる事項、本省に対する要望等]

③その他 [*必要に応じて、事業者からの報告書、図面、写真、ネットニュース記事等を添付]

(様式3)

茨城県知事 殿

がん具煙火消費中の事故・異常事象の報告

報告者：事業者名、代表者職氏名

報告日： 月 日 ()

[*は記載要領であり、その内容に応じて適宜記載すること。]

[がん具煙火の消費中における事故・異常事象は、都度報告若しくは1週間程度まとめた報告とすることで差し支えない。この場合、1件1様とするのではなく、一覧表に整理しての報告も可とするが、以下1.～5.を盛り込むこと。]

[報告後の原因調査等により、その内容に変更があった場合には、最初に報告を行った日付や案件名を明示すること。]

1. 発生日時 [*曜日を入力。時間は24時間表記]

2. 発生場所 [*がん具煙火を消費していた場所(自宅、公園等、河川敷等の別)]

3. 概要・原因 [*危険な事象の具体的な内容(火傷、火災など)及び発生までの経緯、周辺状況など具体的に記載][*直接的・間接的発生原因等をできるだけ詳細に記載]
[*推定の場合は、原因の推定理由、原因推定上参考となるべき事実、原因究明のために行った調査、原因を判断・推定した者等を記載]

4. 危険な事象に関するその他情報

①危険な事象の種別 [*A級、B1級、B2級、C1級、C2級、異常事象の別]

②消費者の情報 [*消費していた者の情報(年齢又は幼児・小学生などの別。付き添い者等の情報(親や友人など))]

③消費していたがん具煙火の種類及び数量 [*具体的な種類(手持ち花火、打ち上げ花火等)、商品名、数量等]

④報道の状況 [*テレビ、新聞(全国、地域)、インターネット等における報道状況]

5. 規制主体及び都道府県等関係行政機関がとった措置等 [*当該危険な事象発生直後やその後に行われた措置]

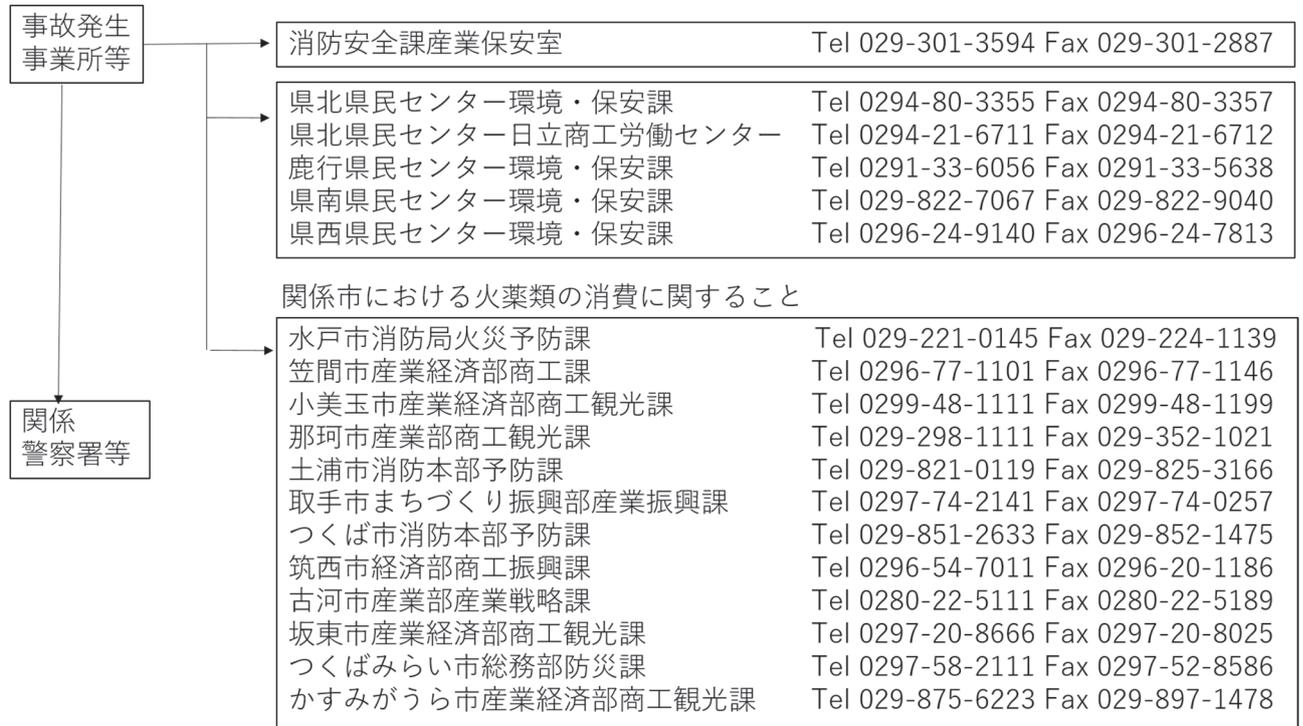
[*具体的な措置内容(関係者への連絡・情報提供、救急活動、消火活動、緊急作業等)]

[*現場調査、当事者及び関係者に対する指示・情報提供等、その方法(文書発出、口頭等)等。文書があれば、必要に応じて添付]

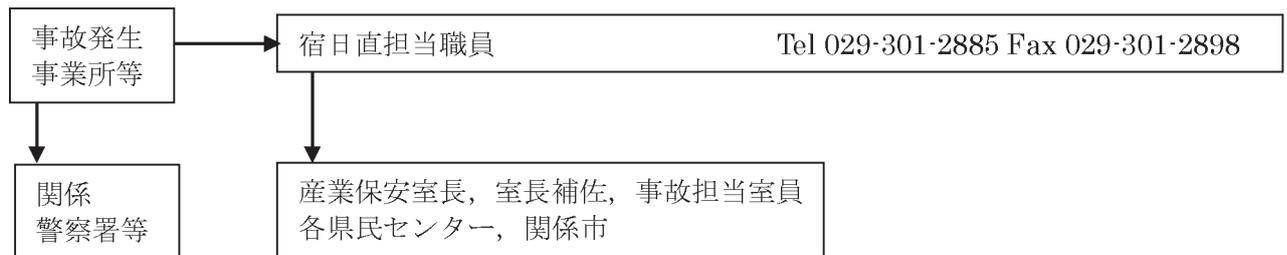
[*当該危険な事象に関し、現行法規に対する意見、実験研究の実施を要すると思われる事項、本省に対する要望等]

別図1 火取法に係る事故時連絡体制

1. 平日（月曜～金曜 8：30～17：15）

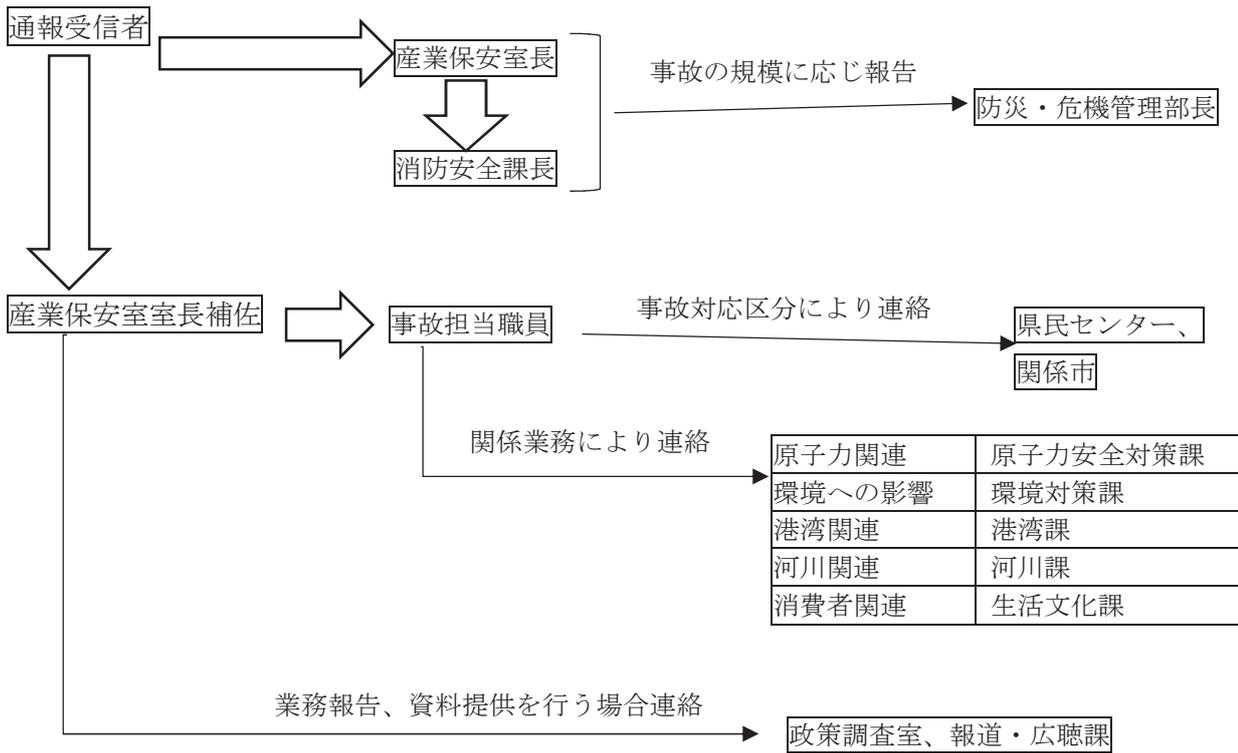


2. 休日・夜間（平日以外）



※休日・夜間における宿日直以降の連絡体制については別に定める。

別図2 産業保安室における事故時の関係課所連絡体制



上記図中、 は常時連絡、 は場合により連絡する。

(別紙1)

煙火消費中における危険な事象について

1 煙火消費中における危険な事象とその分類の例示

煙火消費中に発生した危険な事象については、主な事象ごとに、以下に整理した例示に沿って、C2級以上の事故又は異常事象として分類する。その他の事象が発生した場合は、これらの例示を参考に個別に判断すること。

なお、各事象の定義については、別紙2「煙火消費事故の原因と対策」を参照のこと。(1) 火災

人的被害あり	—			C1級以上
人的被害なし	物的被害あり	—		C2級以上 (被害金額に応じて)
	物的被害なし	安全距離外(※1)で、下草・枯草・芝生の焼失のみ(※3)	—	異常事象
		安全距離内(※2)で、下草・枯草・芝生の焼失のみ(※3)	火災認定あり(※4)	異常事象
火災認定なし(※4)	事故・異常事象としない			

※1 安全距離外：煙火の設置又は消費場所から見て、人の集合する場所及び建物等に対して確保した安全な距離の外側のこと。

※2 安全距離内：煙火の設置又は消費場所から見て、人の集合する場所及び建物等に対して確保した安全な距離の内側のこと。

※3 がん具煙火を除く。

※4 火災認定の有無は、消防の判断による。

(2) 黒玉

人的被害あり	—			C1級以上
人的被害なし	物的被害あり	—		C2級以上 (被害金額に応じて)
	物的被害なし	規制開始から現場片付け・清掃が完全に終了するまでに発見	安全距離外	異常事象
			安全距離内	事故・異常事象としない
上記以降に発見	—	異常事象		

(3) 落下物（部品落下、残滓）

人的被害あり	—	C 1 級以上
人的被害なし	物的被害あり	C 2 級以上 (被害金額に応じて)
	物的被害なし	事故・異常事象としない(注)

注) 物的被害のない場合、原則として事故・異常事象としない。ただし、煙火が正常に開発すれば発生しない想定外の大きさのものが観客席やその近傍に落下した場合や、煙火の部品が安全な距離をはるかに超え、想定外の距離まで飛散した場合等、危険な事象であると都道府県等が判断するものは、異常事象とする。

(4) 過早発・低空開発

人的被害あり	—	C 1 級以上
人的被害なし	物的被害あり	C 2 級以上 (被害金額に応じて)
	物的被害なし	異常事象

(5) 地上開発・筒ばね・異常飛翔・異常燃焼

人的被害あり	—	C 1 級以上
人的被害なし	物的被害あり	C 2 級以上 (被害金額に応じて)
	物的被害なし	異常事象

(6) その他

- ・誤発射は、原則として事故・異常事象としない。ただし、作業員の準備作業中に作業員の近傍で発生したもの等、危険な事象であると都道府県等が判断するものは、異常事象とする。
- ・未着火、未発射については、事故・異常事象としない。

2. 物的被害について

火薬類の事故報告における物的被害とは、事故によって直接に生ずる物的被害のこととし、その有無の判断は都道府県等で行う。

なお、火災における物的被害については、消防が火災報告する際の損害額の有無によって判断する。(損害額が発生していれば、物的被害ありと判断する。)

(物的被害となる例)

- ・建物や林野などの火災で、消防による火災報告において損害額が発生した場合
- ・筒ばね等によって発生した破片が飛散し、他者の所有物が破損した場合

(物的被害とならない例)

- ・河川敷の下草火災などで、消防による火災報告において損害額が発生していない場合
- ・消費に使用する消費者所有の設備・機器に被害が生じた場合
(筒ばねによる煙火筒の破損、動物用駆逐煙火の異常燃焼によるホルダー破損等)

(別紙2)

煙火消費中事故の原因と対策

概 要		原 因	再発防止対策
区分 (消費方法等)	事 象		
打揚煙火等 (単発打ち揚げ) (連続打ち揚げ) (スターマイン等) 仕掛煙火等 (通称小型煙火) (伝統煙火) (動物駆逐用煙火) (水中仕掛) (演出効果用煙火) (その他)	筒ばね	製品等	製品
	過早発	製品不良	使用前検査の徹底
	低空開発	星等の燃焼不良	製造工程の追跡調査
	地上開発	着火不良	製造技術上の改良
	黒玉	作業等	品質性能の把握
	部品落下	装薬・装填ミス	輸入品の品質管理
	残滓	操作ミス	器材
	異常燃焼	取扱い不備	消費器材の充実
	異常飛翔	固定不備	消費器材の点検
	火災	不注意等	防護用機材の充実
その他	気象等	点火方法の検討	
	風の影響	人	
	火の粉飛散	保安教育の徹底	
	その他	消費技術の教育	
		従事者の適正配置	
		保安環境	
		適正安全距離の検討	
		気象情報の把握	
		防火消火対策の徹底	
		初期救護体制の検討	
		中止判断基準の検討	
		観客への注意喚起	

※事象の定義 (令和2年2月13日)

- (筒ばね) ⇒ 煙火玉が筒内で開発
- (過早発) ⇒ 煙火玉が筒から発射直後に開発
- (低空開発) ⇒ 煙火玉が地上に危険を及ぼす低い高度で開発
- (地上開発) ⇒ 煙火玉が上空で開発せず地上に落下し開発
- (黒玉) ⇒ 不発煙火玉 (千輪の小割、水中仕掛等の着火不良の未着火玉を含む)
- (部品落下) ⇒ 煙火の構成部品 (玉皮破片・パイプ・燃え殻・星等) が危険な状態で落下
- (残滓) ⇒ 割薬等の燃えかすが落下したもので、着火原因とならなかったもの (着火原因となったものは部品落下)

(別紙3) 緊急措置命令

1 発出基準

次に掲げる場合であって、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認められるときは、火取法第45条に基づく緊急措置を命じる。

- (1) 事故により火災等が継続中であって、さらに災害の拡大が予測される時
- (2) 事故が再発するおそれがある時
- (3) 事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって再度同種事故の発生が予測される時
- (4) 事故の原因となった状況が当該事業所内のほかの同種施設にも明らかに存在し、同種事故が発生するおそれが極めて大きい時

2 発出期間

緊急措置のうち一時停止の発動を指示する場合の期間は、次によるものとする。

- (1) 事故を起こした箇所については当該事故に対する対策が講ぜられ、操業を再開しても保安上支障ないと認められるまでの期間
- (2) 事故を起こした箇所と同様の作業を行っている箇所については、同種設備及び作業方法を点検し、危険のおそれのないことを確認するまでの期間

3 命令内容

緊急措置命令は主に次に掲げる内容について期間及び対象を定めて行う。

- (1) 製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。
- (2) 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。
- (3) 火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。
- (4) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。

4 発出フロー

緊急措置命令発出に係る手順を下図に定める

